

宮城県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、身体障害者の社会参加の促進を図るため、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号。）第3条の規定に基づき訓練事業者が行う身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成に要する費用について、予算の範囲内において訓練事業者に交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 この補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

2 県は、前項に係る補助金の交付額の算定に当たっては、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付申請書の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業及び補助犬の認定又は使用者への貸与が年度内に完了しない場合若しくは補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項に規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第7 規則第12条第1項に規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第9 訓練事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 事業実施年度中に認定又は貸与が完了し、県内に居住する身体障害者が使用を開始した補助犬に係るこの要綱の施行前の当該補助犬の育成に要した費用についても、第2に定める補助対象経費の算定に含めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表

事業主体	補助対象経費	補助基準額
<p>社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）又は特定非営利活動法人であって、次のいずれかの事業を行う者であり、宮城県身体障害者補助犬育成事業実施要綱に基づく訓練事業者の決定を受けた者。</p> <p>（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業。</p> <p>（2）法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業。</p>	<p>事業実施年度中に補助犬の認定又は貸与が完了し、県内に居住する身体障害者が使用を開始した当該補助犬の育成（候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。）に直接要した報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、改造費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費</p>	<p>150万円</p>

身体障害者補助犬育成事業費補助金交付申請書

第 号

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 所在地

訓練事業者事業者代表者名

年度において、身体障害者補助犬育成事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、身体障害者補助犬育成事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 事業計画書 (別紙 1)

3 収支予算書 (別紙 2)

4 その他関係書類

身体障害者補助犬育成事業計画変更承認申請書

第 号

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 所在地

訓練事業者事業者代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で身体障害者補助犬育成事業費補助金の交付決定の通知のあった身体障害者補助犬育成事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注） 2は、様式第1号に準じて作成し、変更前の計画及び経費と変更後の計画及び経費が比較対照できるように記入すること。

身体障害者補助犬育成事業中止（廃止）承認申請書

第 号

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 所在地

訓練事業者事業者代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で身体障害者補助犬育成事業費補助金の交付決定の通知のあった身体障害者補助犬育成事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間

身体障害者補助犬育成事業実績報告書

第 号

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 所在地

訓練事業者事業者代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で身体障害者補助犬育成事業費補助金の交付決定の通知のあった身体障害者補助犬育成事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 事業報告書 (別紙 3)
- 3 収支精算書 (別紙 4)
- 4 その他関係書類

身体障害者補助犬育成事業 事業計画書

1 育成補助犬の種類

盲導犬	介助犬	聴導犬
-----	-----	-----

2 補助犬使用予定者

氏 名	
住 所	
補助犬の必要な理由及び補助犬の使用による効果	

3 育成予定犬

犬 名	
生 年 月 日	年 月 日生まれ（満 歳）
犬 種	
所 有 形 態	訓練事業者所有 使用予定者所有 その他（ ）

4 育成計画

訓練申込日	年 月 日（予定）
訓練終了日	年 月 日（予定）
補助犬認定日	年 月 日（予定）
貸与引渡し日	年 月 日（予定）

身体障害者補助犬育成事業 収支予算書

1 収入の部

費 目	内 訳	金 額
補 助 金		
寄 付 金 そ の 他 収 入		
合 計		

2 支出の部

費 目	内 訳	金 額
候 補 犬 購 入 費		
訓 練 に 係 る 経 費		
飼 料 費		
医 療 費		
交 通 費		
認 定 に 要 す る 経 費		
消 耗 品 費		
そ の 他		
合 計		

身体障害者補助犬育成事業 事業報告書

1 育成補助犬の種類

盲導犬	介助犬	聴導犬
-----	-----	-----

2 補助犬使用者

氏 名	
住 所	

3 育成した補助犬

犬 名	
生年月日	年 月 日生まれ（満 歳）
犬 種	
所有形態	訓練事業者所有 使用者所有 その他（ ）

4 育成状況

訓練申込日	年 月 日
訓練終了日	年 月 日
補助犬認定日	年 月 日
貸与引渡し日	年 月 日

5 添付書類

- (1) 身体障害者補助犬法第12条第1項に定める身体障害者補助犬の表示の写し
- (2) 貸与に関する契約書等の写し

身体障害者補助犬育成事業 収支精算書

1 収入の部

費 目	内 訳	金 額
補 助 金		
寄 付 金 そ の 他 収 入		
合 計		

2 支出の部

費 目	内 訳	金 額
候 補 犬 購 入 費		
訓 練 に 係 る 経 費		
飼 料 費		
医 療 費		
交 通 費		
認 定 に 要 す る 経 費		
消 耗 品 費		
そ の 他		
合 計		

3 添付書類

支出を証明する書類